



笠総第1251号

令和2年8月24日

笠岡市監査委員 坂本昭雄様

笠岡市長 小林嘉文



市長要求監査の結果を参考とした措置の実施について

市長要求監査の結果を参考として、次の措置を実施したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 措置年月日 令和2年8月24日
- 2 措置内容 (1) 監査結果により笠岡市政務活動費運用指針に照らして適合していない経費として、不適正と判断された事務所費を含まない収支報告書への修正を命じた。
(2) 既に交付を受けている政務活動費から正当な支出額を差し引いた残余额に相当する額の政務活動費の返還を命じた。